

伊予地区広域斎場聖浄苑改築事業

設計・施工業務プロポーザル公開プレゼンテーション傍聴要領

伊予地区広域斎場聖浄苑

改築工事事業者選定委員会

1 傍聴者の定員

傍聴者の定員は20名とします。

2 傍聴する場合の手続き

- (1) 傍聴の申込は、原則として事前のメール又はFAXにて先着順で受け付けます。
なお、定員数に達し次第、受付を終了します。
- (2) 傍聴者は、プレゼンテーションの開催予定時刻までに受付を済ませた後、事務局の指示に従い、会場に入室してください。

3 傍聴できない者

- (1) 入場券を持参しておらず身元確認ができない者
- (2) 人に危害を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者

4 会場の秩序維持

- (1) 傍聴者は、プレゼンテーションを傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が5の規定に違反したときは注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

5 傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、プレゼンテーションを傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) プレゼンテーション中は、静粛に傍聴することとし、意見を表明したり、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等プレゼンテーションを妨害しないこと。
- (3) はち巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕などを掲げないこと。
- (4) 会場においては、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、選定委員会の許可を得た場合は、この限りでない。
- (7) 携帯電話その他鳴動する機器の電源は、必ず切ること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、プレゼンテーション会場の秩序を乱し、又はプレゼンテーションの運行に支障となる行為をしないこと。